

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

平成30年10月

東京港港湾管理者

東京都

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和55年東京都条例第58号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり負担対象工事の指定をするに当たり、貴審議会の意見を求めます。

負担対象工事の指定について（案）

別紙

① 工事の種類	② 工事の名称	③ 工事の実施された場所	④ 工事の完了した日	⑤ 工事に要した費用 (円)	⑥ 負担区域	⑦ 工事費に対する負担の割合	⑧ 当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積（㎡）
1 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の建設又は改良の工事	新木場公園整備工事	江東区 新木場二丁目 新木場公園	平成30年 3月31日	21,320,280	臨港地区	1/4	7,922,924
2 港湾環境整備施設 (施設の敷地を含む。)の維持の工事	城南島海浜公園ほか7公園維持工事	1 大田区 城南島四、五丁目 城南島海浜公園 2 江東区 豊洲二丁目 春海橋公園 3 港区 海岸三丁目 芝浦南ふ頭公園 4 港区 港南五丁目 品川北ふ頭公園 5 品川区 八潮二丁目 コナハふ頭公園 6 江東区 青海四丁目 青海中央ふ頭公園 7 江東区 青海三、四丁目 暁ふ頭公園 8 江東区 新木場二丁目 新木場公園	平成30年 3月31日	94,439,667	臨港地区	1/8 1/4 1/2	7,333,579
3 漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域内水面清掃工事	東京港港湾区域	平成30年 3月31日	238,436,361	港湾区域及び臨港地区	1/5	14,766,850